

▼ 再任用職員の勤務条件等

(令和7年4月1日現在)

区 分		内 容		等						
任 用	職	暫定再任用【フルタイム勤務】		暫定再任用【短時間勤務】及び定年前再任用短時間 ※小中学校の場合を例示						
				①	②	③	④	⑤	⑥	
	対 象 者	◇定年退職者 ※定年前再任用短時間勤務職員については、60歳に達した日以降の者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者（定年年齢に達した者に限る。）								
	採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」（H25.3.29 総務副大臣通知）の趣旨に沿って、再任用するものとする。（定年前再任用短時間を除く。）								
	任 用	◇任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ※定年前再任用短時間勤務職員については、4月1日から定年退職日相当日まで ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度								
勤 務 休 暇	職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定			◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。教員については限定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定					
	勤務時間	◇週38時間45分（一般の常時勤務職員と同じ。）			週31時間 （週4日）	週30時間 （週5日）	週24時間 （週4日）	週23時間15分 （週3日）	週18時間 （週3日）	週15時間30分 （週2日）
		◇変則勤務については、一般の常時勤務職員に準じて措置								
	1 日 の 勤務時間	◇7時間45分			7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間	7時間45分
	休 暇	◇一般の常時勤務職員と同様。（年次有給休暇の年間（9月1日～翌年8月31日）の付与日数は、20日）			◇一般の常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例按分。このほか勤務形態により比例按分する特別休暇（夏期特別休暇など）がある。					
給		◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数（フルタイム勤務職員の場合は20日）を限度として、翌休暇年度に繰り越される。								
	給料月額	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額（勤務時間による比例按分）となる。（例えば、小学校教諭であれば、280,100円×（30時間／38時間45分）＝216,851円）								
		適用給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	
		小中学校等教育職	（実習助手等） —	（教諭等） 280,100円	（主幹・指導教諭） 307,800円	（副校長、教頭） 342,300円	（校長） 417,800円			
		高等学校等教育職	239,100円	283,600円	313,000円	349,500円	428,300円			
与		行政職〈学校事務職員等〉	（主事等） 190,400円	（主査等） 218,100円		（主幹等） 262,800円	（事務長、総務主任等） 283,200円	（事務長等） 298,900円	（事務長等：2等級） 325,000円	
		医療職（二）〈学校栄養職員〉	191,400円	218,200円		250,700円	264,500円	291,000円	333,000円	
		技 能 職	196,300円	207,600円		229,800円	—			
	手当等	◇支給される手当等 ○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○定時制通信教育手当 ○産業教育手当 ○特殊勤務手当 ○住居手当 ○在宅勤務手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○宿日直手当 ○管理職員特別勤務手当 ○通勤手当 ○特地勤務手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤勉手当 ○義務教育等教員特別手当 ○教職調整額 ○へき地手当 （※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額となる。） （※通勤手当・単身赴任手当については、年度初めに届けの提出が必要となる場合がある。）								
		◇支給されない手当等 ○扶養手当 ○人材確保の観点から設けられている手当（初任給調整手当） ○退職手当								
服 務 能 率	期末・勤勉手当	◇年2.295月分（成績標準者の場合）が支給 ◇期末手当：年間1.35月分、6月＝0.675月分、12月＝0.675月分 ◇勤勉手当：年間0.945月分、6月＝0.472月分、12月＝0.473月分			◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例按分した給料の月額を基礎として算定					
	服 務	◇一般の常時勤務職員と同様。								
	能 率	◇ “ （人事評価、職員研修、定期健康診断など）								
	分限・懲戒	◇ “								
	災害補償	◇ “ （地方公務員災害補償基金適用）								
社 会 保 険 等	雇用保険	◇適用			◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用					
	医療保険	公立学校共済組合高知支部の一般組合員となる。			公立学校共済組合高知支部の短期組合員となる。			◇1週間の勤務時間が20時間未満⑤、⑥の場合、次のいずれかになる。 1. 国民健康保険 2. 共済組合（任意継続） 《 2 の注意点 》 退職日の前日までに引き続いて1年以上、共済組合員であること。加入できる期間は最長2年間		
		※一般組合員と短期組合員では、医療保険の違いはありませんが次の適用年金制度に違いがあります。								
	適用年金制度	◇公立学校共済組合（公務員共済組合）が実施する年金制度に加入			◇厚生労働大臣が実施する年金制度に加入			◇公的年金制度未加入		
		◇一定以上の収入がある場合、年金の一部または全部が支給停止となる。 ◇再任用職員の期間については、該当する年金制度の年金額の計算に含める。 ◇公務員共済組合から支給される年金の支給開始年齢は65歳（昭和36年4月2日以降生まれの方）。			◇年金は全額支給					
互 助 会	◇定年退職前に退職互助部に加わっている者は、特別会員になることができる。									

(注)給与、休暇等については、令和7年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。